

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・三・一〇〇号 大宮岩槻線

三 事業施行期間

令和五年十二月十二日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市見沼区大字東門前、風渡野二丁目及び大字風渡野地内

ロ 使用の部分

なし